

県北広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年3月30日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸五日市線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町柿ノ木平272番1地先から272番37地先まで	新	m 24.6～22.6	m 26.0
	旧	18.7～16.0	26.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで